

今、出雲市は自治基本条例(仮称)の 制定作業を進めています！

自治基本条例とは？

地方分権が進むなか、今後、地方自治体はさらに自立した行財政運営をしていかなければなりません。特に基礎的自治体と言われる市町村は、住民の方々に一番身近な自治体として、地域社会を活性化するための施策や住民福祉の向上のための施策を行っています。

そこで、市政運営、まちづくりの基本ルールや市民・議会・行政の基本的役割、市政への市民参加のあり方など基本的な事項を定めた自治基本条例を制定(明文化)することにより、これからのまちづくりの指針を明らかにし、持続的に市民・議会・行政が一体となってまちづくりを進めていこうとするものです。

全国的な動き

全国の自治体では、「〇〇市自治基本条例」や「〇〇町まちづくり基本条例」など名称は異なりますが、いわゆる自治基本条例を200以上の自治体が制定しており、現在も多くの自治体がこの条例の制定に取り組んでいます。

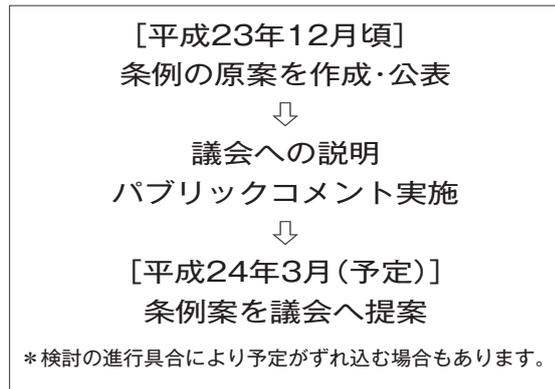
制定に向けた経過

| | | |
|-------|-----|---|
| 平成21年 | 5月 | 施政方針において、自治基本条例の制定に取り組むことを表明 |
| | 10月 | 「出雲市自治基本条例(仮称)の制定のための職員研究会」立ち上げ |
| 平成22年 | 6月 | 職員研究会が報告書を提出 |
| | 6月 | 市民フォーラム「誇れる出雲市 私たちの手で」開催(於:ビッグハート出雲) |
| | 6月 | 「出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会」の委員公募 |
| | 8月 | 第1回市民懇話会を開催 *委員17名(公募13名、指名4名)、アドバイザー2名 |
| 平成23年 | 7月 | 市民懇話会「中間まとめ」作成 市議会全員協議会へ報告 |
| | 7月 | 市民懇話会の広報活動 *自治協会長会、コミュニティセンター長会への説明、市民参加に |
| | 8月 | よるワールドカフェ、無作為抽出2,000人アンケートなどを実施 |
| | 8月 | 市民懇話会が「提言書」を市長に提出 *市民懇話会 全体会22回、分科会7回、世話人会13回開催 市議会全員協議会へ報告 |
| | 10月 | 条例原案の作成作業のための検討会(委員6名)を立ち上げ |

今後の予定

- 市民懇話会から市長に提出された提言書をもとに、市が条例の文案づくりを進めていきます。
- 今後、条例の原案（ある程度条例の形になったもの）ができた段階で、市民のみなさんにお知らせをし、ご意見を伺う機会を設けながら検討していきます。

（提言書をもって条例の内容が決定したわけではありません。）



提言書の概要

- 市民懇話会から市長に提出された「提言書」の概要をお知らせします。
- 提言書は、次のⅠからⅣの柱で構成されています。
* 提言書は、市のホームページに掲載しています。

Ⅰ. 自治基本条例の基本的な考え方

① 条例の必要性

- 市民、議会、行政がそれぞれ担い手としての役割を果たすために、出雲らしい自治やまちづくりの基本的で統一的なルールを市民の共通認識としてつくり、そのルールに基づいて、この地域にふさわしい自治を実現していくことが必要ではないかと考えました。

* 枠内は提言書の説明文から抜粋

② 条例の位置づけ

- ◆ 自治を進める上で最も基本となる考え方を定めるもの

③ 条例の実効性

- ◆ いつの時代でも意義ある条例であるために、数年毎に条例の内容を点検

Ⅱ. めざすまちづくり

- ① まちの全体像
- ② 活力があるまち
- ③ 福祉と医療が充実したまち
- ④ 災害等に強いまち
- ⑤ 次世代へつなぐまち

